

[職業家庭兩立課關係]

仕事と家庭の両立支援対策の推進について

(1) 改正育児・介護休業法の施行について

育児・介護休業法は、平成3年の法律制定以来、数度の改正を経て、特に女性の育児休業取得率は順調に上昇し9割に達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第1子出産を機に依然として約7割の女性労働者が離職している状況がある。また、男性の育児休業取得率は1.23%に過ぎず、男性の育児へのかかわりが不十分であり、女性に家事や子育ての負荷がかかっていることが、女性の継続就業を困難にしている状況がある。

こうしたことも踏まえ、少子化対策の車の両輪の1つとされた「働き方の見直し」の一環として、仕事と子育ての両立支援を一層進め、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、平成21年6月に育児・介護休業法が改正された。主な内容は以下のとおりである。

① 子育て期間中の働き方の見直し

- ・ 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- ・ 子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。

② 父親も子育てができる働き方の実現

- ・ 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。
- ・ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- ・ 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

③ 仕事と介護の両立支援

- ・ 介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人以上であれば年5日、2人以上であれば年10日）。

④ 実効性の確保

- ・ 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- ・ 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

改正法の施行日については政令により、原則、平成22年6月30日（ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については3年以内の政令で定める日）となっているところであるが、④実効性の確

保のうち、紛争解決の援助等については平成21年9月30日、調停制度の創設については平成22年4月1日に施行されることとなっている。

厚生労働省としては、今後、企業において改正法の内容に沿った措置等の規定が適切に整備され制度として定着するよう、改正法の内容の周知徹底をすることとしており、各都道府県等におかれても御協力をお願いしたい。

(2) 一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大等について

(平成23年4月1日施行)

平成20年12月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、次世代育成支援対策推進法が改正され、昨年4月から、一般事業主行動計画の公表と労働者への周知が義務化されたところである。

また、平成23年4月1日からは、一般事業主行動計画の策定・届出義務企業が301人以上規模企業から101人以上規模企業に拡大される。

計画の公表については、インターネットの利用（「両立支援のひろば」サイト（<http://www.ryouritsushien.jp/>）等）その他適切な方法により公表しなければならないが、県の広報誌への掲載も適切な方法とされているので、企業から公表方法について問い合わせがあった場合には、適切にご対応いただきたい。

また、平成21年12月末現在で、新たに行動計画の策定・届出が義務となる101人以上300人以下規模企業の行動計画の届出率は、8.5%と大変低い状況である。

各都道府県におかれても、引き続き、一般事業主行動計画の策定・届出等について、周知・啓発にご協力をお願いしたい。

(3) ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等の実施について

地域における病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、早朝・夜間の緊急時の預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）を促進するため、本年度よりファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等を行う事業を実施している。

病児・病後児の預かり等については、地域において実施していくという方針の下、平成17年度より実施していた「緊急サポートネットワーク事業」を平成20年度限りで廃止し、ファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児の預かり等への移行を目指しているところである。国の事業として暫定的に実施している「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」の委託先団体とも連携のうえ、各市町村における事業の実施について積極的な検討をお願いしたい。